

2024 disclosure

愛媛県信用保証協会レポート



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

ごあいさつ



愛媛県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も事業実績や経営計画など当協会の業務内容を幅広く皆様にお知らせするため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じて、協会の業務への認識を深めていただきますとともに、有効にご活用いただければ幸いに存じます。

令和5年度の県内経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行したことで、社会経済活動が本格的に再開され、個人消費や観光需要が徐々に回復する中で緩やかに持ち直しが見られました。一方で、欧米の金利施策の影響による円安の進行、ウクライナ・ロシアに続く中東地域での紛争など、不安定な海外情勢に起因する原材料やエネルギー価格の高騰による物価高など、消費者の暮らしや企業収益に大きな影響を与えました。さらに令和6年元日の能登半島地震によるサプライチェーンへの影響などを含め、国内外の情勢変化により経済の先行きは不確実性を増しています。

そのような中で、当協会は中小企業者等の金融円滑化と経営改善を支援する公的機関として、厳しい経営環境にある中小企業者等の実情に応じた積極的な資金繰り支援を行いました。このことから、県下中小企業者の5割近くの約1万8,600先に協会をご利用いただき、保証承諾は前年度実績の1.29倍となる1,455億円、保証債務残高は前年度末を約160億円上回る3,401億円の実績となりました。

また、延べ1,600回を超える企業訪問により経営者の皆様と面談を重ね、中小企業者が抱える個々の経営課題解決に努め、金融機関及び各支援機関、外部専門家との連携による経営支援にも積極的に取り組みました。

なお、当協会の電算システムは、全国唯一の独自システムにて長年運営しておりましたが、健全かつ安定したシステム稼働のため、昨年11月に3か年に亘る移行作業を経て、無事に全国的な共同システムへの完全移行が完了しました。

令和6年度は、コロナ禍で増加した債務負担への対応に加えて、後継者不足、物流・建設業界の“2024年問題”など多くの課題を抱えており、中小企業者等を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと思われます。当協会としましても、社会の変化に一層の注意を払いながら、経営者の皆様に寄り添い、役職員一丸となって金融・経営支援を通じた地域経済の発展への貢献を果たしてまいりたいと考えております。

皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月

愛媛県信用保証協会 会長 神野 一仁

2024 disclosure



目 次 contents

● 信用保証協会の目的と概要	
目的、基本理念、シンボルマーク	2
プロフィール、沿革、根拠法律と主務大臣	3
信用補完制度について、地方公共団体と当協会の関係	4
信用補完制度のしくみ	5
● 当協会の業務について	
保証をご利用いただける方、保証の内容	6
信用保証業務の流れ	8
責任共有制度について	9
信用保証料について	10
創業支援の取組について	11
経営支援・再生支援の取組について	12
広報活動について	14
● 令和5年度事業報告	
事業概況	16
信用保証実績	18
経営者保証に関するガイドラインについて	20
貸付条件変更の取組について、	
セーフティネット保証の取組について、相談窓口について	21
令和5年度トピックス	22
● 令和6年度経営計画	
令和6年度経営計画	24
● 令和5年度財務報告	
貸借対照表、令和5年度貸借対照表(図解)	26
収支計算書、令和5年度収支計算書(図解)	28
財産目録	30
基本財産	31
● コンプライアンスと個人情報の取扱い	
コンプライアンス態勢	32
個人情報保護への取組	34
● 役員構成・組織図・ネットワーク	
役員構成	36
組織図	37
ネットワーク	38

目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成长力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

基本理念

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

シンボルマーク



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、金融機関と一体となって、事業者をサポートしていく「愛媛県信用保証協会」の姿を、EHIME GUARANTEEの「E」と「G」を中心で合わせたフォルムで現したものです。愛媛のイメージカラーであるオレンジの濃淡で構成された優しいカタチのマークは、ハート型の笑顔にも見え、金融機関や事業者との、良好で強力な信頼関係をアピールしたものです。

プロフィール

(令和5年度末現在)

設立	昭和24年4月30日
人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)
基本財産	143億4,183万円
保証債務残高	〈件数〉 2万9,851件 〈金額〉 3,401億1,526万円
保証業務の最高限度	基本財産の50倍 (定款第7条)
保証利用度	46.95% (保証利用企業者数18,595者／中小企業者数39,605者)
役職員数	74名 (令和6年4月1日現在)

沿革

昭和24年 2月21日	社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催
昭和24年 3月28日	社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和24年 4月30日	設立登記
昭和24年 5月 1日	事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始
昭和25年 8月14日	財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和25年10月20日	設立登記
昭和29年 6月25日	信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可
昭和25年 7月 5日	組織変更登記
昭和48年12月 1日	主たる事務所を松山市一番町4丁目1番地2へ移転
令和元年 10月15日	主たる事務所を現在地、松山市千舟町3丁目3番地8へ移転

根拠法律と主務大臣

1. 根拠法律

信用保証協会法（以下「法」という）

2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣… (法第48条)

金融庁長官…………… (法第50条1項に基づく権限の委任 〈内閣総理大臣〉)

地方支分部局長…………… (法第50条2項に基づく権限の委任 〈経済産業大臣〉)

財務局長又は財務支局長… (法第50条2項に基づく権限の委任 〈金融庁長官〉)

都道府県知事…………… (法第51条に基づく権限の委任 〈内閣総理大臣および経済産業大臣〉)



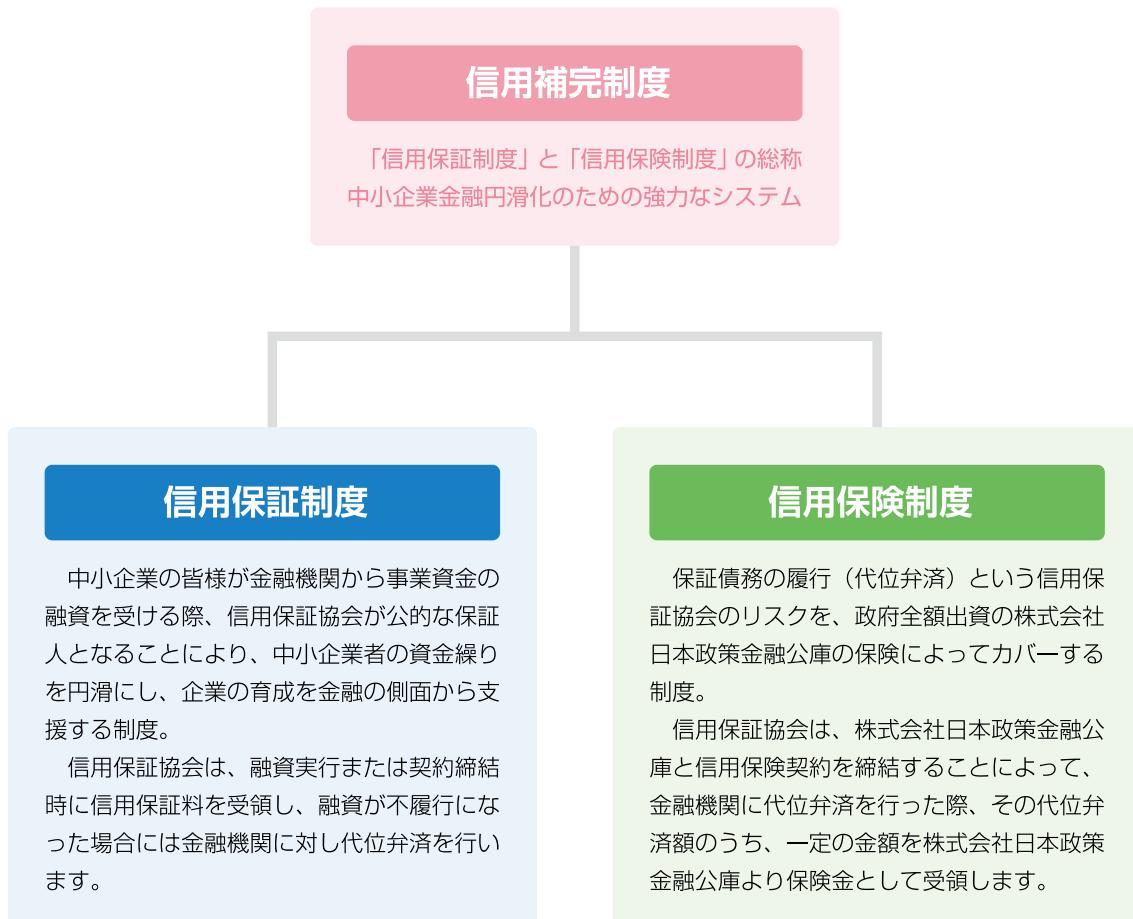
信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。

これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

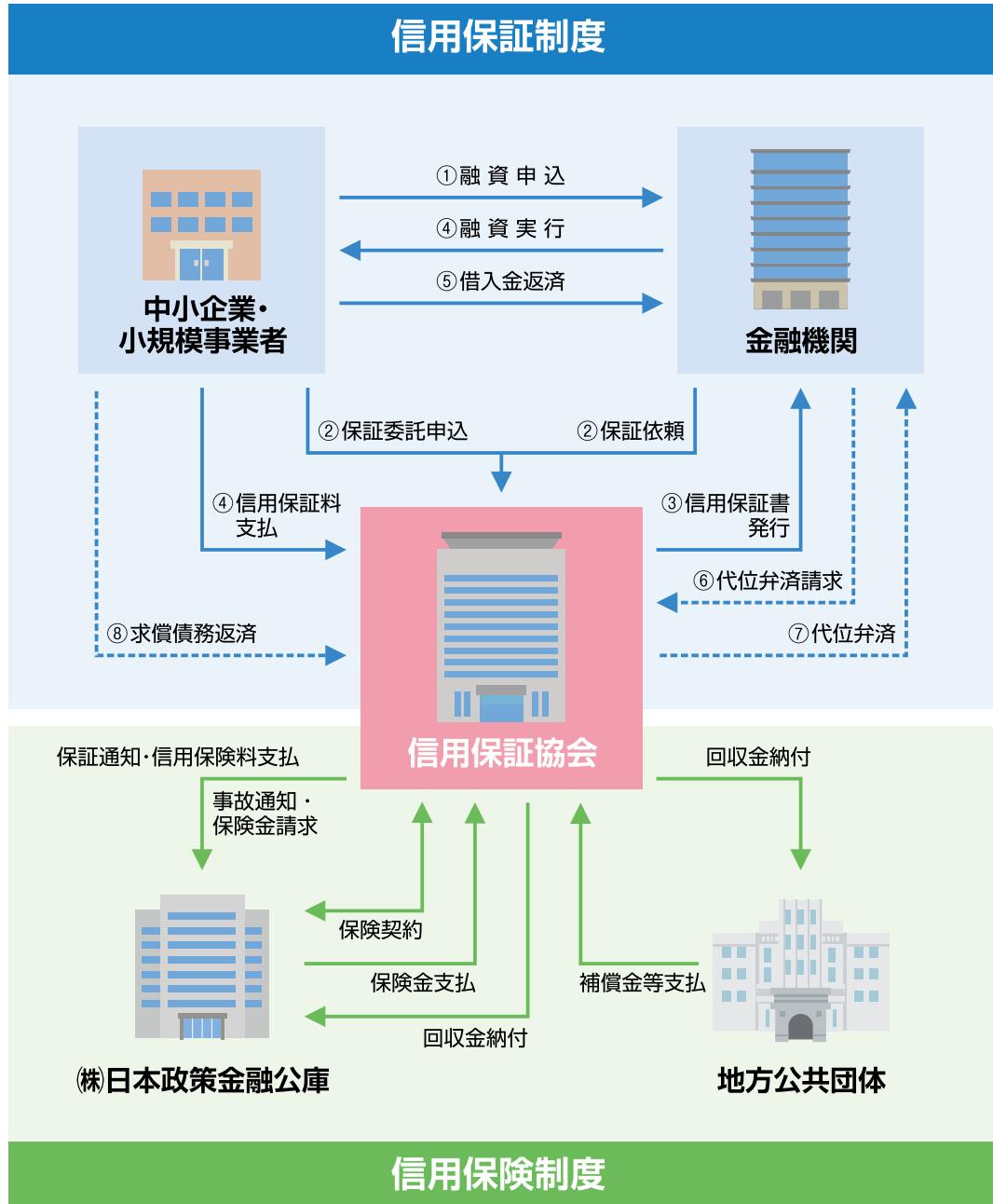
県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

令和5年度当協会は、県から4,342千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

信用補完制度のしくみ



保証をご利用いただける方

■ 業歴・所在地

個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にあって事業を行っていればご利用いただけます。

※保証制度によっては、愛媛県内の業歴等資格要件を定めている場合があります。

■ 企業規模

個人事業主の方は、常時使用する従業員数が、法人の方は、資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用の従業員
製造業等(運輸業・建設業を含む。)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人	—	300人以下

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種（政令特例業種）については、上記基準がさらに緩和されます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時の社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には資本金の概念が無く、雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

■ 業種

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融業の一部、性風俗関連特殊営業や、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店、宗教法人、非営利団体などの業種は対象となりません。

また、許認可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けていることが必要です。

保証の内容

■ 保証限度額

個人・法人・医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数・居住要件・納税要件等）

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

■ 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

■ 保証期間

運 転 資 金	15年以内（特別な場合については20年以内）
設 備 資 金	15年以内（土地・建物取得資金については20年以内）

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。
※特別な場合とは、特別な取扱いを定めた「商品」等が該当します。

■ 担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

■ 連帯保証人

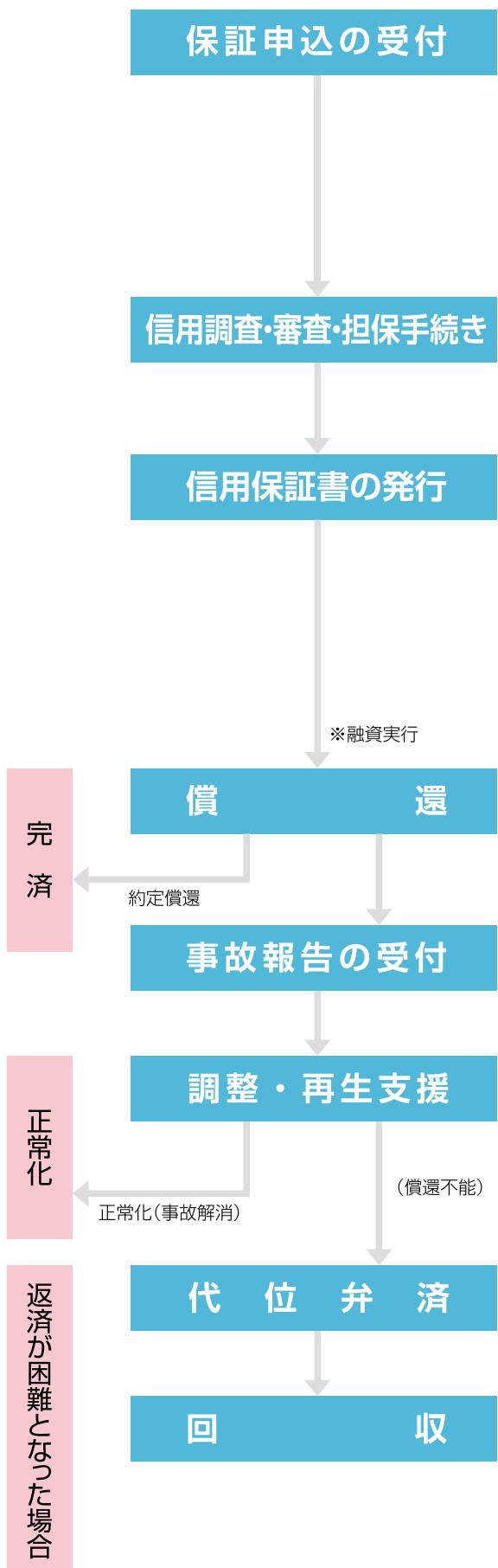
個 人	原則として不要
法 人（組 合）	必要となる場合がある

保証をご利用になれない方

次のいずれかに該当する方は、信用保証協会の保証をご利用になれません。

- ①信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方（所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。）
- ②信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- ③手形、小切手について不渡りがある方、銀行取引停止処分を受けている方
- ④借入れ（信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等）について、返済を延滞している方
- ⑤会社更生、民事再生等法的整理手続中の方（事業再生保証の対象となる方を除きます。）
- ⑥税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- ⑦休眠会社
- ⑧保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- ⑨暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方

信用保証業務の流れ



中小企業者が信用保証の申込をする場合、信用保証協会の窓口、あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込する方法（斡旋保証）と金融機関に対して保証付き融資を申込する方法（金融機関経由保証）の二通りがあります。これは金融機関と中小企業者を信用保証協会が結び付けるという「斡旋保証」と、保証手続きの迅速化を図るという「経由保証」のそれぞれのメリットがあります。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただきます。

保証申込を受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。事業内容の検討や面談、現地調査に基づき、企業の将来性や返済能力などについて審査します。

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」を発行します。金融機関ではこの信用保証書に基づいて融資を実行します。融資の際には、金融機関が定める所定期利とともに、保証内容によって定められた保証料が必要となります。この保証料は、株式会社日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

※信用保証協会の役割は、融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等へ融資を実行するわけではありません。

融資を受けた中小企業者は、金融機関との約定どおり債務を返済（償還）します。この償還が滞りなく行われているかを継続して把握すること（期中管理）も信用保証協会の役割の一つです。

金融機関において、廃業や法人の解散、休業、経営者の死亡などの理由により、返済の履行が困難と判断された場合、信用保証協会へ事故報告書が提出されます。

借換や返済条件の変更など、金融機関と協力して早期に経営支援・再生支援策を講じることによって事業の継続を支援します。

倒産などの事由により中小企業者が債務を返済できない事態（償還不能）となった場合、信用保証協会では償還不能となった元本および利息を、中小企業者に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を株式会社日本政策金融公庫から受領し、中小企業者からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者の実状に応じて債権の回収を図り、回収の都度、その回収金を填補された割合（保険填補率）に応じて株式会社日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。

責任共有制度について

金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月より「責任共有制度」が導入されました。

これにより、責任共有対象の保証制度については、信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担割合で責任を共有することとなりました。

■ 責任共有制度の概要

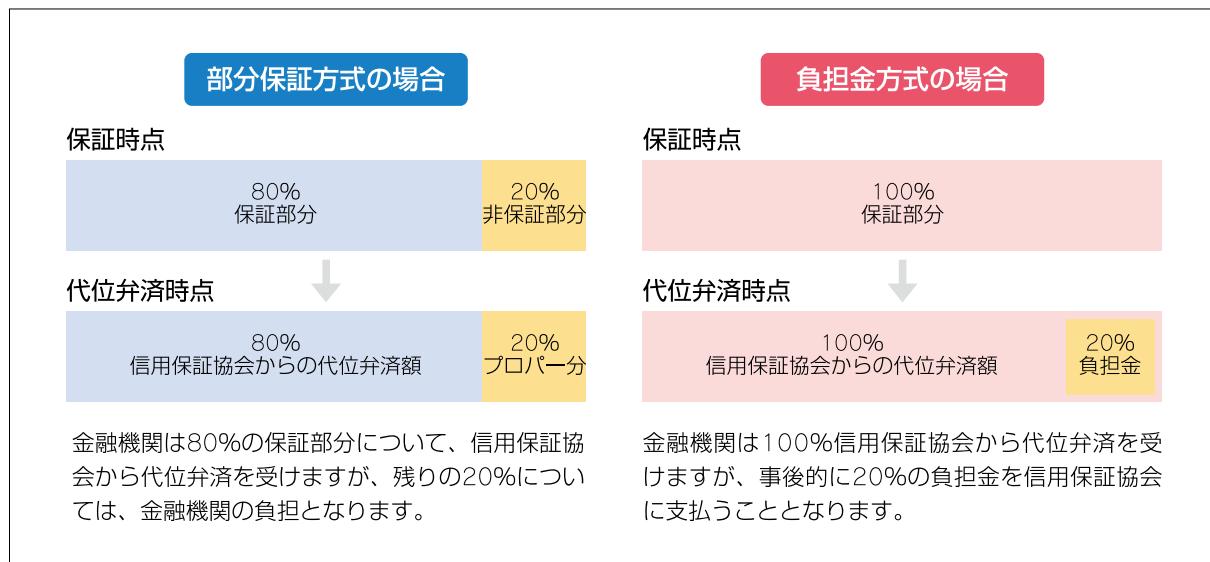
責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」二通りの方式があります。金融機関は、いずれかの方式を選択します。

部分保証方式 金融機関が行う融資額の80%を保証する方式

負担金方式 金融機関の保証利用実績（保証債務平均残高、代位弁済実績等）に基づき一定の負担金を事後に支払う方式

※個々の融資では100%保証となり、代位弁済金額も融資残高100%です。

金融機関の負担部分のイメージ図



■ 責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証制度が対象となります。

例外として、以下に掲げる保証については、信用保証協会が100%責任を負担します。

責任共有対象外となる保証制度

創業者や小規模事業者を対象とする保証制度、大規模な経済危機や災害時における保証制度など、信用保証協会が100%責任を負担する保証制度があります。

例：創業関連保証・経営安定関連保証(1～4号・6号)・危機関連保証・小口零細企業保証 等

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補填・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

■ 信用保証料率

平成18年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、すべての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

■ 信用保証料の割引について

次の①または②に該当する場合は、それぞれ保証料率を0.1%引き下げます。

①会計参与設置会社の場合

②有担保保証の場合

※制度によって割引の適用がされない場合もあります。

※事業者選択型経営者保証非提供制度、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度につきましては0.25、0.45%上乗せされます。

■ 信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、令和6年4月現在、165の金融機関等が会員となっており、約454万の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

【基本保証料率】

(単位：年率%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

■ 保証料の返戻

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

創業支援の取組について

当協会では、「創業支援チーム」を組成し、創業前、創業時、創業後の各ステージに応じた創業支援に積極的に取り組んでいます。

■ 創業支援チーム

少子高齢化・人口減少等社会構造が変化する中で、地域経済の持続的発展に向けて創意工夫をこらした創業支援をおこなうため、平成29年4月に、「愛媛県信用保証協会創業支援チーム」を設置しました。県内全支所に創業アドバイザーを配置し、地域に密着した伴走型の創業サポートを実施しています。

■ 具体的支援方法

● 創業セミナー

創業セミナーへ当協会職員を講師として派遣しています。当協会の創業支援の取組み紹介を通じて、創業に関する知識習得を支援します。

令和5年度は、8の連携機関に延べ13回派遣しました。



令和5年7月1日 愛媛信用金庫「23回創業セミナー」

● 学生向けの創業に関する講義

愛媛県内の大学、専門学校において創業に関する講義を実施しています。当協会職員が創業計画の作り方や保証協会の役割について説明する他、事例に基づいたグループワークを行いました。

令和5年度は、1回講義を実施しました。

● 専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士、ITコーディネータ等の外部専門家を派遣しています。経営支援強化促進事業を利用する場合、専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。創業前と創業後併せて計6回までご利用いただけます。

令和5年度は、320企業に対して面談を行い、7企業に専門家を派遣しました。

● フォローアップ

創業後に新たに生じた経営課題の解決を支援するため、創業アドバイザーが訪問面談し、一緒に解決方法を検討しています。

令和5年度は122企業を訪問し、フォローアップを行いました。

■ 資金支援

創業に関する保証制度（全国統一・県制度）を活用し、創業時の資金調達を積極的に支援するほか、創業者の事業の早期安定を支援するため、平成29年12月1日に「創業フォローアップ保証（セカンド）」、令和5年3月に新保証制度「スタートアップ創出促進保証（SSS）」を創設し、創業後に必要となった追加資金にも対応しています。

令和5年度は全国統一・県制度にて1,128,800千円（231件）、セカンドにて73,850千円（12件）、SSSにて298,550千円（28件）の保証を対応しました。

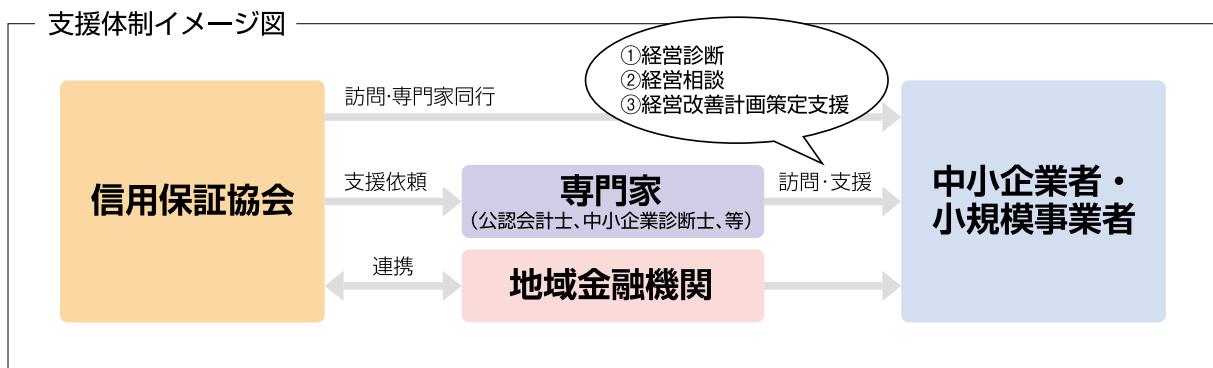
経営支援・再生支援の取組について

平成30年4月に信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に「経営支援」が追加されたことを踏まえて、当協会は地域経済を担う中小企業・小規模事業者にとって「役に立つ協会」となるために、経営改善や再生支援への対応を強化しております。

■ 経営支援強化促進事業

条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に、専門家による経営診断及び経営相談、経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートを行っています。専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。

ただし、生産性向上支援に係る経営改善計画策定支援に該当する場合は、令和4年7月1日より一部自己負担が発生します。



①経営診断

専門家（公認会計士、中小企業診断士等）が現状分析のほか、経営課題の抽出及び課題解決の対応策を含む経営診断報告書を作成し、それをもとに事業者・金融機関・保証協会が目線を合わせて経営支援に取り組みます。

令和5年度は3企業に専門家を派遣し、経営診断を行いました。

②経営相談

専門家（公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネータ等）が原則3回程度、中小企業・小規模事業者と面談し、経営課題に対する助言・指導を行います。

令和5年度は、843企業に対して面談を行い、9企業に専門家を派遣しました。

③経営改善計画策定支援

中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を専門家が支援します。専門家による財務・事業DD（デ

ユーデリジェンス）による現状分析を踏まえて抽出した経営課題を解決するためのアクションプランや計数計画等を盛り込んだ経営改善計画書の作成を支援します。

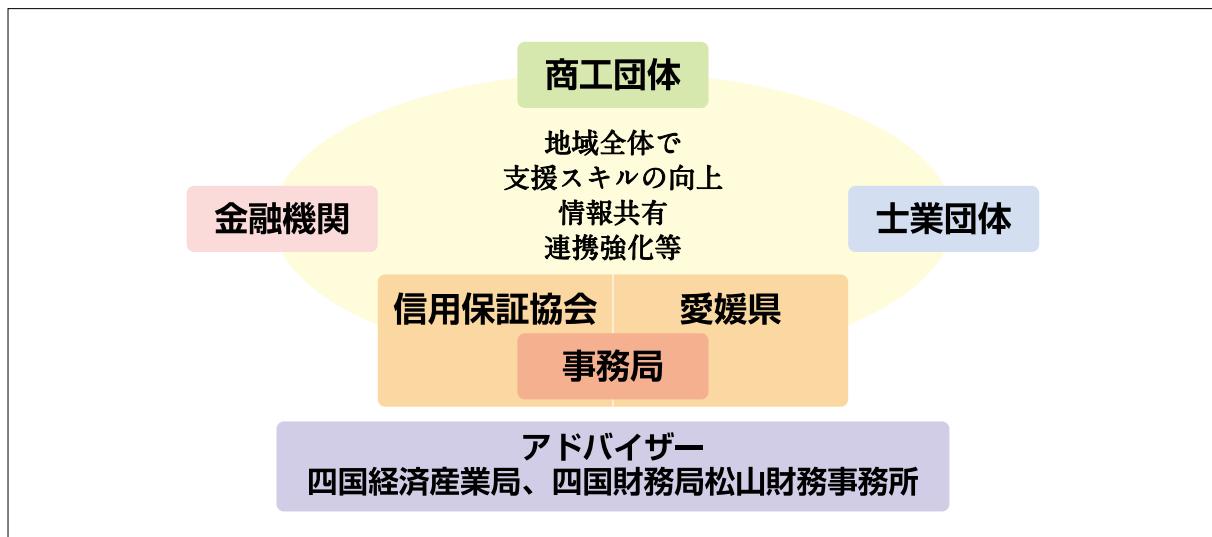
令和5年度は1企業に専門家を派遣し、経営改善計画書の策定支援を行いました。

■ 愛媛県中小企業支援ネットワーク

●ネットワーク会議

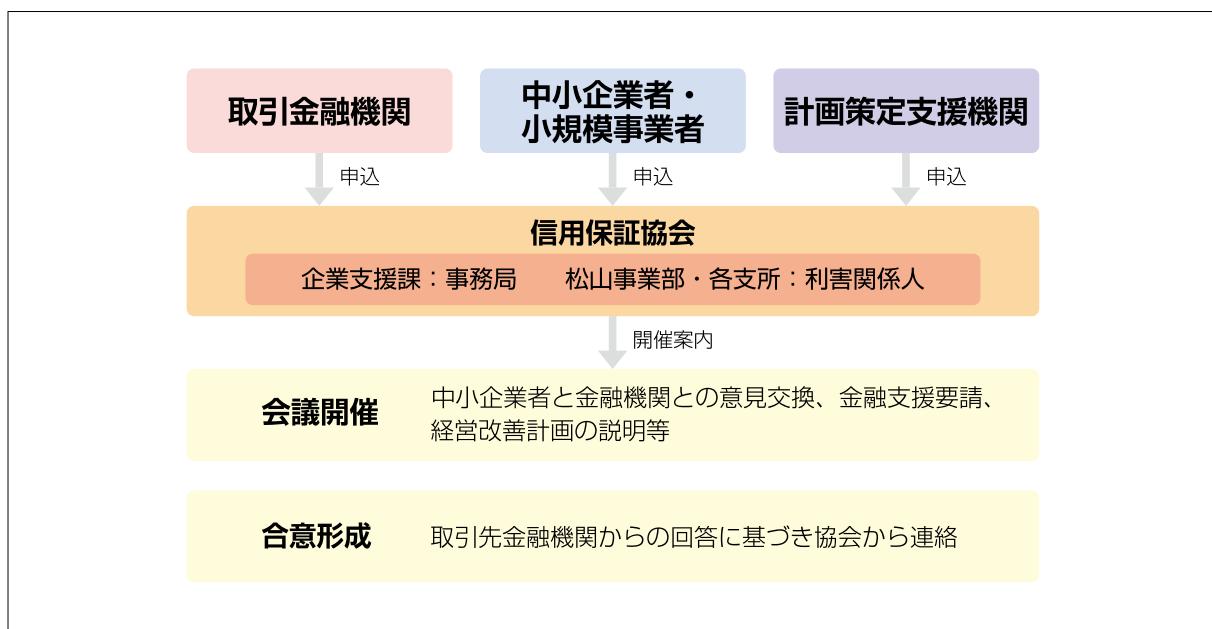
愛媛県と当協会が事務局となり、地域金融機関・政府系金融機関・商工団体・土業団体・自治体等を構成メンバーとして、経営改善や再生に対する目線や姿勢を揃えるため、普段から経営支援施策等の情報を共有することで、地域全体のための中小企業支援ネットワークを構築しています。

令和5年度は1回開催し、情報提供や意見交換を行いました。



●経営サポート会議

当協会が事務局となり、個別中小企業者の支援に向けた方向性について、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会が集まり意見交換する枠組みです。中小企業者が複数の取引金融機関と調整する際に生じる費用や時間等の負荷を軽減でき、金融機関は他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。



広報活動について

当協会では、中小企業の皆さんに「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただけたため、様々な広報活動を行っています。

■ ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知つていただくためにホームページを開設しております。信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

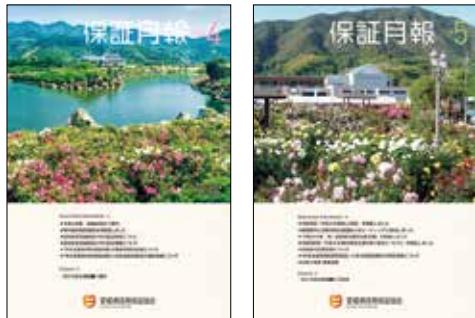
また、金融機関ページを設けており、金融機関ご担当者向けに協会で使用する各種様式がダウンロードできます。

<https://www.ehime-cgc.or.jp/>



■ 保証月報の発行

定期刊行物として毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布しています。



■ LINEアカウント

中小企業者や金融機関、その他の関係機関の皆さんに当協会のことをさらに知つていただくために、LINEによる広報を開始しました。



■ 各種パンフレットの作成

携帯用の保証の手引書となるよう金融機関の実務担当者向けパンフレット「信用保証のご案内」や当協会の取組について漫画で紹介した「創業漫画」を作成しています。



金融機関向けパンフレット



創業漫画

■ 各種リーフレットの作成

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客様向けリーフレット「信用保証制度のご案内」や創業支援資金と創業計画書作成にあたってのポイントをわかりやすく説明した創業者向けリーフレット「創業に関する信用保証のご案内」など、各種リーフレットを作成しています。



お客様向けリーフレット



創業者向けリーフレット



経営支援強化促進事業チラシ



■ ノベルティグッズの作成

エコバッグやカレンダーを作成し、配布しています。



■ 広告の掲載

当協会や各種保証制度についてより多くの方に知っていただくため、愛媛新聞や関係機関誌等に広告を掲載しています。



愛媛新聞が発行する特集紙面（松山大学創立100周年記念）に広告掲載



愛媛FCマッチデイプロジェクトへの広告掲載

事業概況

事業方針

当協会では、行動制限の緩和や社会活動の正常化による集客イベント再開など、個人消費等が徐々に回復する一方で、原油・原材料価格の高騰、急速な円安などの影響による収益が悪化する中、過剰債務の問題など中小企業を取り巻く内部・外部環境は依然として厳しい状況が続くことから、「伴走支援型特別保証制度」を活用して、引き続き資金需要に最大限応えるとともに、多様化する経営課題の解決に取り組めるよう「伴走支援チーム」を編成し、より一層中小企業者等に寄り添った支援を実施することを事業方針として、次のような令和5年度の事業計画を策定しました。

① 保証計画

- (1) 保証承諾 60,000百万円
- (2) 保証債務残高 270,000百万円

② 金融機関・関係機関などとの連携深化による総合的支援

③ 経済環境の変化を踏まえた柔軟な資金繰り支援

④ 主体的な経営支援の実施

⑤ 債務者の実情に即した柔軟な対応と効率的な管理回収の実施

- ⑥ 効果的な広報活動の展開
- ⑦ 多様化する業務に対応できる人材育成
- ⑧ システムの安定稼働
- ⑨ コンプライアンス態勢の充実及び強化
- ⑩ SDGsの普及・達成への取り組み

県下の経済金融情勢

令和5年度の県内経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行したことから、社会経済活動が本格的に再開し、個人消費や観光需要など緩やかに持ち直しの動きがみられた一方で、円安進行や不安定な海外情勢による物価高などが消費者の暮らしや企業収益に大きな影響を与えました。

県内金融機関の貸出残高は、海運業向け貸出の増加などから前年を上回り、貸出約定平均金利は横ばい推移となっています。

令和5年度の県内企業倒産（負債金額1千万円以上）については、件数、負債総額とも前年度を上回っています。

当期の業績

令和5年度の業績は次のとおりとなりました。

(1) 保証承諾

		対前年比
件 数	7,327件	109.65%
金 額	145,589百万円	129.10%

国の制度「伴走支援型特別保証制度」及び県制度「緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」の利用を引き続き積極的に推進するなか、ゼロゼロ融資の返済据置期間終了がピークを迎えたことに合わせて借換需要が高まったことなどから保証申込が増加し、令和5年度の保証承諾は前年度を件数で645件、金額で32,818百万円上回りました。

(2) 保証債務残高

		対前年比
件 数	29,851件	94.67%
金 額	340,115百万円	105.04%

期初から安定して保証債務残高を維持することができ、期末保証債務残高では、前年度を件数で1,680件下回っていますが、金額では16,309百万円上回りました。

(3) 代位弁済

		対前年比
件 数	206件	93.21%
金 額	1,803百万円	97.30%

長引く新型コロナウイルス感染症に加えて原材料等の物価高の影響を受けたものの、前年度を件数で15件、金額で50百万円下回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比0.54%と前年度の0.59%を下回りました。

(4) 求償権

① 対債務者回収

		対前年比
件 数	64件	78.05%
金 額	513百万円	67.58%

担保や第三者保証人のない回収財源の乏しい求償権の累増とともに、求償権関係人の高齢化、破産等法的整理案件の増加などにより回収環境が一層厳しさを増していることから、前年度を247百万円下回りました。

② 帳簿上求償権

		対前年比
件 数	142件	91.61%
金 額	475百万円	96.67%

代位弁済額の減少により、帳簿上求償権は対前年金額比96.67%と17百万円減少しました。

③ 求償権償却

		対前年比
件 数	211件	134.39%
金 額	1,748百万円	103.74%

自己償却額は前年度を31百万円下回り、保険金償却については前年度を94百万円上回り、最終的に前年度を63百万円上回る実績となりました。

(5) 基本財産

(単位：千円)

	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基 金	3,571,536	0	0	3,571,536
基 金 準 備 金	10,463,633	306,665	0	10,770,297
計	14,035,169	306,665	0	14,341,834

以上の結果、当期収支差額は612百万円となり、305百万円を収支差額変動準備金へ、残り307百万円を基金準備金へそれぞれ繰り入れを行いました。

これにより、基金と基金準備金を合わせた基本財産は、14,342百万円（対前年度比102.2%）となりました。

■ 令和5年度経営計画の達成に関しての評価及び公表

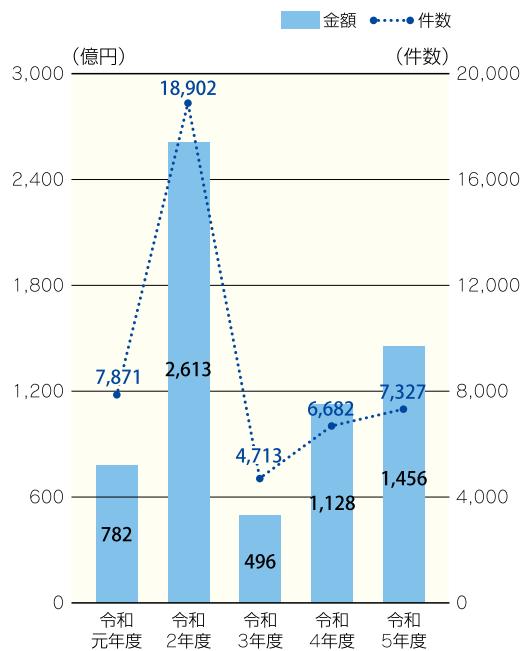
業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

令和5年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

信用保証実績

■ 最近5年間の保証状況

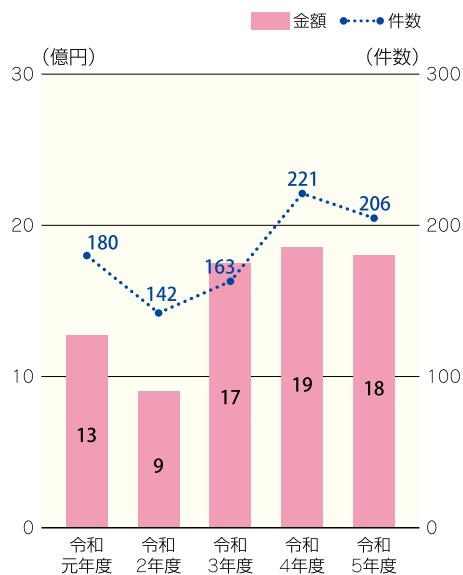
保証承諾



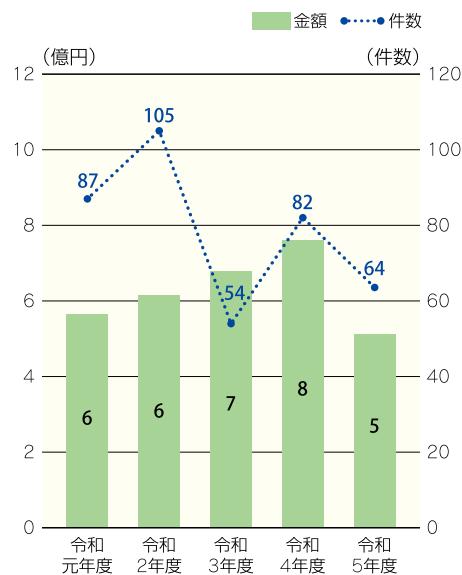
保証債務残高



代位弁済



回収



■ 令和5年度保証状況

本・支所別

(単位：件、百万円、%)

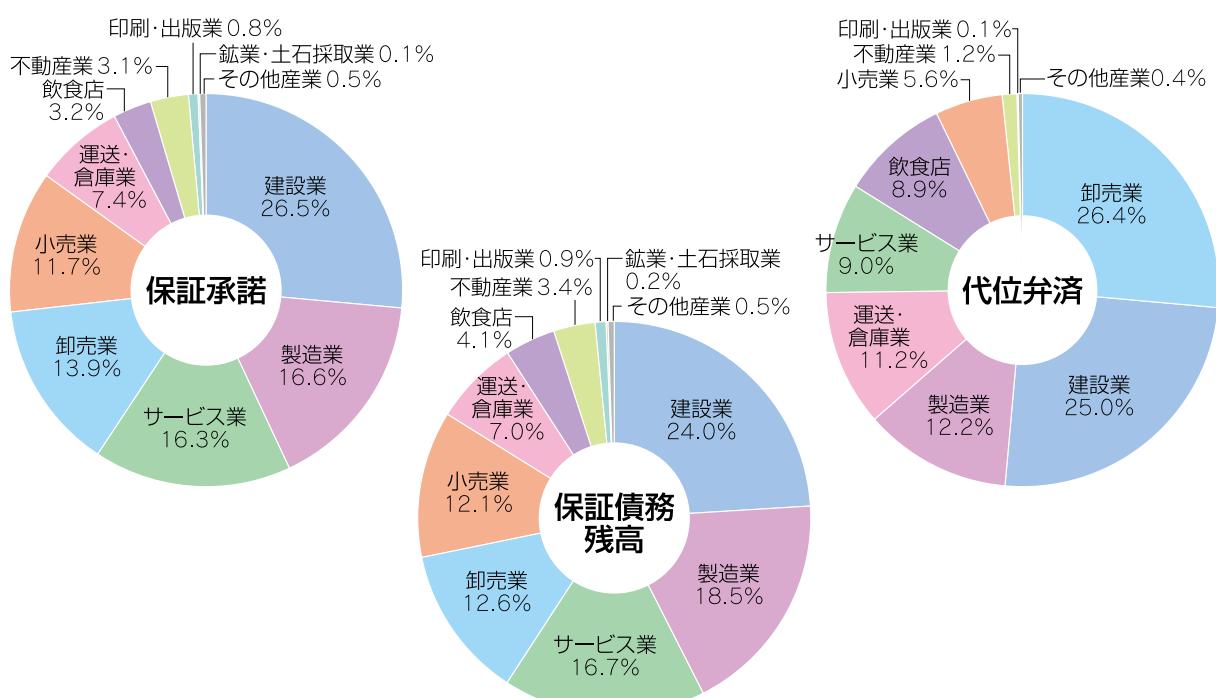
	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件 数	金 額	対前年度比	件 数	金 額	対前年度比	件 数	金 額	対前年度比
本 所	3,708	70,553	122.07	14,721	167,021	107.35	127	1,068	117.98
新 居 浜	1,567	34,039	136.59	6,831	80,463	104.49	48	511	107.63
今 治	929	21,509	160.44	3,623	46,987	98.61	18	117	52.00
八 幡 浜	587	10,822	111.40	2,442	26,120	106.85	7	85	42.54
宇 和 島	536	8,666	123.28	2,234	19,524	102.10	6	22	45.50
合 計	7,327	145,589	128.99	29,851	340,115	105.04	206	1,803	97.28

金融機関群別

(単位：件、百万円、%)

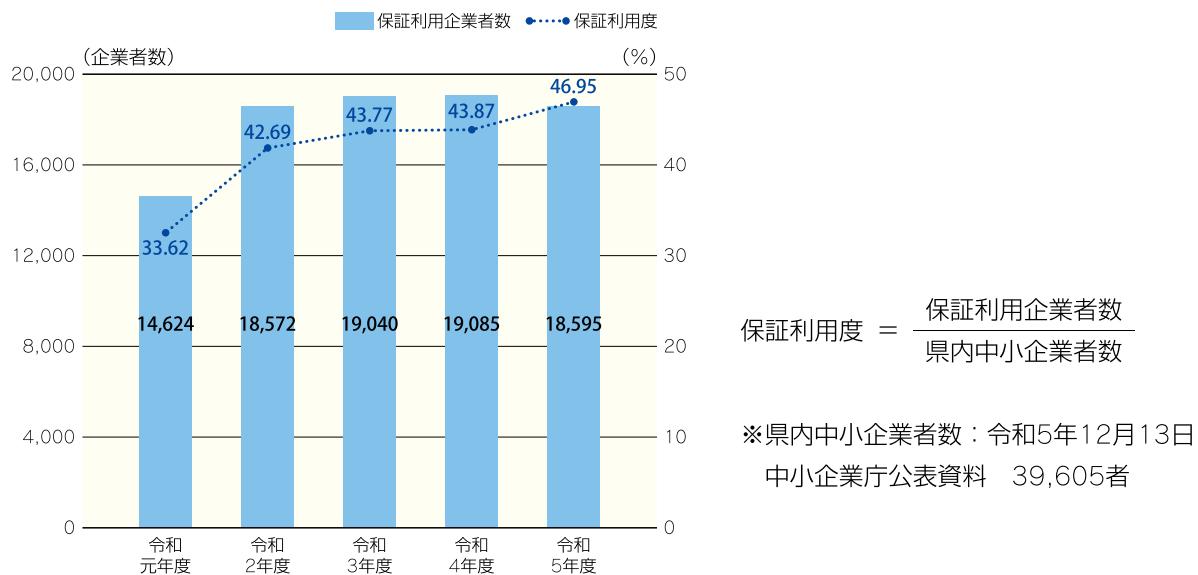
	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件 数	金 額	対前年度比	件 数	金 額	対前年度比	件 数	金 額	対前年度比
都 市 銀 行	1	50	71.43	15	289	70.96	0	0	—
地 方 銀 行	2,660	70,404	118.43	11,321	174,827	103.59	80	951	99.60
第 二 地 銀	2,458	51,950	143.09	10,566	113,590	106.48	82	446	76.17
信 用 金 庫	2,200	23,118	136.77	7,919	51,202	107.26	43	401	128.32
政府系・その他	8	67	147.67	30	208	99.10	1	5	—
合 計	7,327	145,589	129.10	29,851	340,115	105.04	206	1,803	97.30

業種別



■ 保証利用状況

保証利用企業者数・保証利用度



経営者保証に関するガイドラインについて

「経営者保証に関するガイドライン」は中小企業・小規模事業者等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における対応について中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として策定・公表されたものです。

当協会では、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、平成30年4月1日から経営者保証を不要とする保証の取扱いを開始しています。

令和5年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

①	信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	7,314件
②	無保証人で信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	2,891件
③	信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合（法人・個人を含む）	39.5%
④	既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	71件
⑤	「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	0件
⑥	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	23件
⑦	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	54件
⑧	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	71件
⑨	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	2件
⑩	⑥～⑨合計	150件

貸付条件変更の取組について

当協会では、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

同法は平成25年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の一本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

返済緩和に係る貸付条件変更実績

(単位：件、千円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	実 績	対前年度比	実 績	対前年度比
件 数	2,028	120.71	1,504	74.16
金 額	23,781,318	126.21	16,792,851	70.61

セーフティネット保証の取組について

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るために資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率（1号～4号、6号）0.8%（5号、7号～8号）0.7%が適用されます。

令和5年度の承諾実績は、2,980件、85,733百万円（同年度全承諾額の58.9%を占める）で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

令和6年4月1日から令和6年6月30日までの令和6年度第一回半期は、514業種が指定業種とされました。

（1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。）

相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けると思われる事由が発生した場合、その都度迅速に『特別相談窓口』を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。令和6年6月1日現在で設置している特別相談窓口は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

- ・東日本大震災に関する特別相談窓口
- ・新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- ・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- ・ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口
- ・ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

令和5年度トピックス

4月

■ 「審査課」創設

4月1日より、審査部門と経営支援部門を有する「企業支援課」から、審査部門を分離独立させる組織改正を行うことで経営支援部門の機動力を高め、早い段階から支援対象先の課題等を抽出し、金融機関と目線合わせを行い、強固な支援体制を構築することを目的として、業務統括部を保証企画課と企業支援課、審査課の三課制としました。

■ 一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会との「業務提携・協力に関する覚書」締結

4月17日、一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会と、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、海外情勢の不安定化による原油・原材料価格の上昇や物価の高騰等、多様な経営課題に対応するため、経営支援を希望する中小企業者等の紹介や経営相談会の実施等、相互の協力関係を強化し、地域企業支援の促進及び地域経済の発展を図ることを目的にして「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。



6月

■ 令和4年度感謝状贈呈式を開催

昭和60年度から信用保証付融資に優秀な実績を上げられた県下金融機関の店舗に対して感謝状の贈呈を行っております。令和4年度感謝状贈呈店舗は、40店舗を選考して、感謝状の贈呈を行いました。



11月

共同システムへの移行

11月6日、全国唯一の独自システムにて長年運営しておりましたが、健全かつ安定したシステム稼働を行うべく、3か年に亘る移行作業を経て、共同システムへの移行が完了しました。皆さまのご協力のおかげで無事に共同システムの本格稼働を迎えることができ、当日はテープカット等を行いました。



3月

無料個別経営相談会を実施

一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会と共同開催にて、無料個別経営相談会を実施しました。



「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）」、「プロパー融資借換特別保証制度（プロパー借換制度）」創設

個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策として、法人である中小企業者のうち経営者保証ガイドラインの3要件に一部充足していない場合であっても、保証料の上乗せという代替的手法により経営者保証を解除することが可能な保証制度が創設され、令和6年3月15日より保証申込が開始しました。

横断的制度及び国補助制度は、資格要件に応じて保証料の上乗せ（0.25%、0.45%）がされており、国補助制度に関しては3年間の时限措置として国からの保証料補助（0.05%～0.15%）があります。また、プロパー借換制度に関しては、一部要件を満たす場合、プロパー決済資金として利用することができます。



令和6年度経営計画

■ 重点課題

1. 保証部門

(1)金融機関・関係支援機関などと一丸となった総合的な支援

金融機関とは中小企業者等の実情把握及び情報共有に努め、個々の経営課題に応じた迅速かつ総合的な支援に取り組みます。また、地方公共団体、商工団体及び支援機関とは、それぞれの目的や特色に沿って円滑に支援策が実施できるよう、日常的な情報共有及び地方公共団体に対し地域経済の活性化、金融円滑化に資するよう引き続き提案に努めます。

(2)中小企業者等の需要に最大限応える資金繰り支援

これまでコロナ対策資金や伴走支援型特別保証などを活用し中小企業者等の資金需要には積極的に対応してきましたが、依然として原材料・エネルギー価格の高騰や人手不足などの外部環境の影響から中小企業者等は収益改善途上にあるため、資金繰り対応資金などの資金需要は引き続き高いと見込まれます。そのため、事業継続可能な中小企業者等への資金需要には最大限応えることとし、中小企業者等の資金繰りに支障が生じないよう積極的に対応します。

また、経営者保証に依存しない融資慣行を確立するため、経営者保証を不要とする新制度についても積極的に推進します。

(3)地方創生・地域活性化に貢献するための各種保証制度の推進

創業ステージにおいて、「創業支援チーム」を中心とした積極的な支援に取り組みます。特に、関係機関が主催するセミナー等に参加し、協会の創業支援の取り組みや創業関連保証制度の周知を図り、創業意欲の向上、地方創生・地域活性化に貢献します。

事業承継ステージにおいても、一定の要件を満たすことでの経営者保証を不要とができる「事業承継特別保証制度」や「経営承継借換保証」などの保証制度の周知・推進により、円滑な事業承継支援に努めます。

地方公共団体や商工団体などが取り組む移住・定住促進支援と、協会が担う創業支援・事業承継支援との相乗効果を図るため、引き続き情報の共有及び連携の深化に努めます。

2. 期中管理・経営支援部門

(1)経営支援体制の充実

協会メイン先のうち、業況悪化が顕著な先及びその兆候が見える先を主な対象として、協会が主体的に事業者にアプローチして経営支援に取り組み、事業改善の対策を講じます。

経営支援強化促進事業においては、収益力改善に係る支援メニューを追加するとともに、中小企業診断士等の専門家を

増員するなど経営支援体制の充実を図ります。

経営支援実施後の効果を検証し、有効な支援メニューへの改善に繋げます。効果検証の対象者は、経営支援強化促進事業（収益力強化支援、経営診断、経営改善計画策定支援）を実施した先及び協会職員によるアクションプラン策定支援を実施した先とします。また、定量的な効果検証の指標としてローカルベンチマーク総合評点を採用することから、法人を対象として、支援メニュー毎に支援前後の効果検証を行うこととします。なお、経営支援を実施後、最初に到来する決算期の翌期から3か年を検証期間として測定し、経営支援実施先のうち改善した先の割合目標を40%に設定します。

協会職員の経営支援に対する意識醸成やスキル向上のための研修・OJTを行います。

(2)返済緩和先の管理方針の明確化

協会メイン先のうち、返済緩和後に具体的な事業改善計画の策定に至っていない先に対し、金融機関と協議の上、協会が主体となって中小企業活性化協議会を活用した事業改善に取り組みます。

返済緩和先については、金融機関と連携し中小企業者等の実態把握に努め、業績改善が認められる先については、借り換えによる正常化を積極的に取り組みます。

(3)「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応

「経営者保証に関するガイドライン」の主旨に則り、金融機関と連携して事業承継時における経営者保証解除や二重徴求とならない取り組みを徹底するほか、経済的な合理性や債務者の個々の事情に配慮した事業再生に取り組みます。

3. 回収部門

(1)回収初動対応の徹底

期中管理部門と連携して代位弁済時の現況把握に努めるほか、知り得た情報をもとに実情を踏まえた回収方針を早期立案し、速やかに着手することで効果的な回収を図ります。

(2)債務者などの実情に即した柔軟な対応

代位弁済後も事業を継続しながら誠実な返済を進めている先には、再チャレンジの目線を取り入れ求償権消滅保証などを活用した事業再生支援を検討します。また、関係者の定期的な調査による回収方針の見直しを行い、担保処分の推進、定期回収の底上げ、損害金軽減による一括弁済、一部弁済による連帯保証債務免除など、実情に即した柔軟な対応により回収の最大化を図ります。

(3)管理コストを考慮した効率的な管理回収の実施

完済見込みのない定期弁済先や担保処分が進んでいない求

債権については、管理コストを考慮した回収方針への転換を進め、効率的な回収を図ります。また、債権管理の選択と集中を行うべく、回収不能と判断する求償権については、速やかに管理事務停止・求償権整理の手続きを行い、限られた人員と時間を回収可能な求償権に集中します。

4. その他間接部門

(1)業務改革の推進と働きやすい職場環境の整備

各業務における課題を抽出し、共同システムに合った業務フローへの不断の見直しを行い、事務の簡素化を推進するとともに、デジタル技術を活用した業務全般の改革にも取り組み、社会状況の変化に対応した執務環境の整備に努めます。

勤怠管理システムを導入し、所定外労働時間や各種休暇などの効率的な管理に努めます。また、業務のスリム化、効率化の実施により、職員の所定外労働時間の削減に努めるとともに、年次有給休暇の取得率向上や育児休業などの取得を促進し、ワークライフバランスを意識した職場環境の整備に努めます。

(2)多様化する業務に対応できる人材育成

協会職員に求められる役割は、中小企業者支援から地方創生まで幅広いものとなっています。そのため、全国信用保証協会連合会主催の階層別・課題別研修に参加し専門的知識の習得を図るとともに、協会内中小企業診断士なども活用して業務環境や社会情勢の変化に的確に対応した内部研修やOJTを実施し、職員の人材育成を行います。また、地域関係機関との勉強会へ積極的に参加することによりネットワークを広げ、地域貢献できる人材を育成します。

(3)システムの安定運用と利便性の向上

令和5年11月に移行した共同システムについて、保証協会システムセンター(株)ならびに関係機関と連携を堅持・強化

して安定運用に努めます。また、共同システムによる効率的な事務運用が実施できるよう関係部署と連携して万全の体制で取り組みます。

保証協会電子受付システムの利用促進ならびに信用保証書の電子化を積極的に進め、保証審査のリードタイムを短縮させることで中小企業者等ならびに金融機関の利便性の向上を図ります。

(4)危機管理体制の構築

共同システム移行に伴い、令和5年度に着手した共同システム仕様の事業継続計画(BCP)を完成させ、さらに実効性の高いものにするため、職員への周知・訓練を実施し、危機管理意識の向上に努めます。

(5)コンプライアンス態勢の充実及び強化

公的機関としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス・プログラムに基づく研修ならびに啓蒙活動を着実に実施するとともに、実施した内容についてコンプライアンス委員会などにて検証し、適宜見直しを行うことで役職員全員のコンプライアンスに対する高い意識の維持・向上に努めます。

また、反社会的勢力に対しては不当要求行為等防止対策委員会を中心に対応するとともに、弁護士・暴追センター等関係機関とも連携し、組織一丸となって関係遮断に努めます。

(6)タイムリーな広報活動

中小企業者等や金融機関、関係支援機関に対して、協会の支援メニュー取り組みの情報を効果的に発信します。特に、ホームページやLINEを活用したタイムリーな広報活動に努めます。

また、関係支援機関や団体が発刊する広報誌に加えて、県内プロスポーツチーム主催試合における広告掲載などにより、引き続き協会の認知度の向上及び取り組みの周知を図ります。

業務計画

(単位：百万円、%)

区分	金額	前年度実績比
保証承諾	55,500	38.1
保証債務残高	317,000	93.2
代位弁済	3,500	194.1
実際回収	500	97.4

(単位：百万円)

基本財産	年度末残高
基金	3,571
基金準備金	10,990
合計	14,561

収支計画

(単位：百万円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
経常支出		経常収入	
業務費	1,095	保証料	2,838
借入金利息	0	運用資産収入	140
信用保険料	1,407	責任共有負担金	271
責任共有負担金納付金	0	その他	39
雑支出	6		
計	2,508	計	3,288
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	3,052	償却求償権回収金	80
責任準備金繰入	2,003	責任準備金戻入	2,136
求償権償却準備金繰入	202	求償権償却準備金戻入	113
その他	12	求償権補填金戻入	2,607
		その他	0
計	5,269	計	4,936
		制度改革促進基金取崩額	0
当期収支差額	447	収支差額変動準備金取崩額	0
合計	8,224	合計	8,224

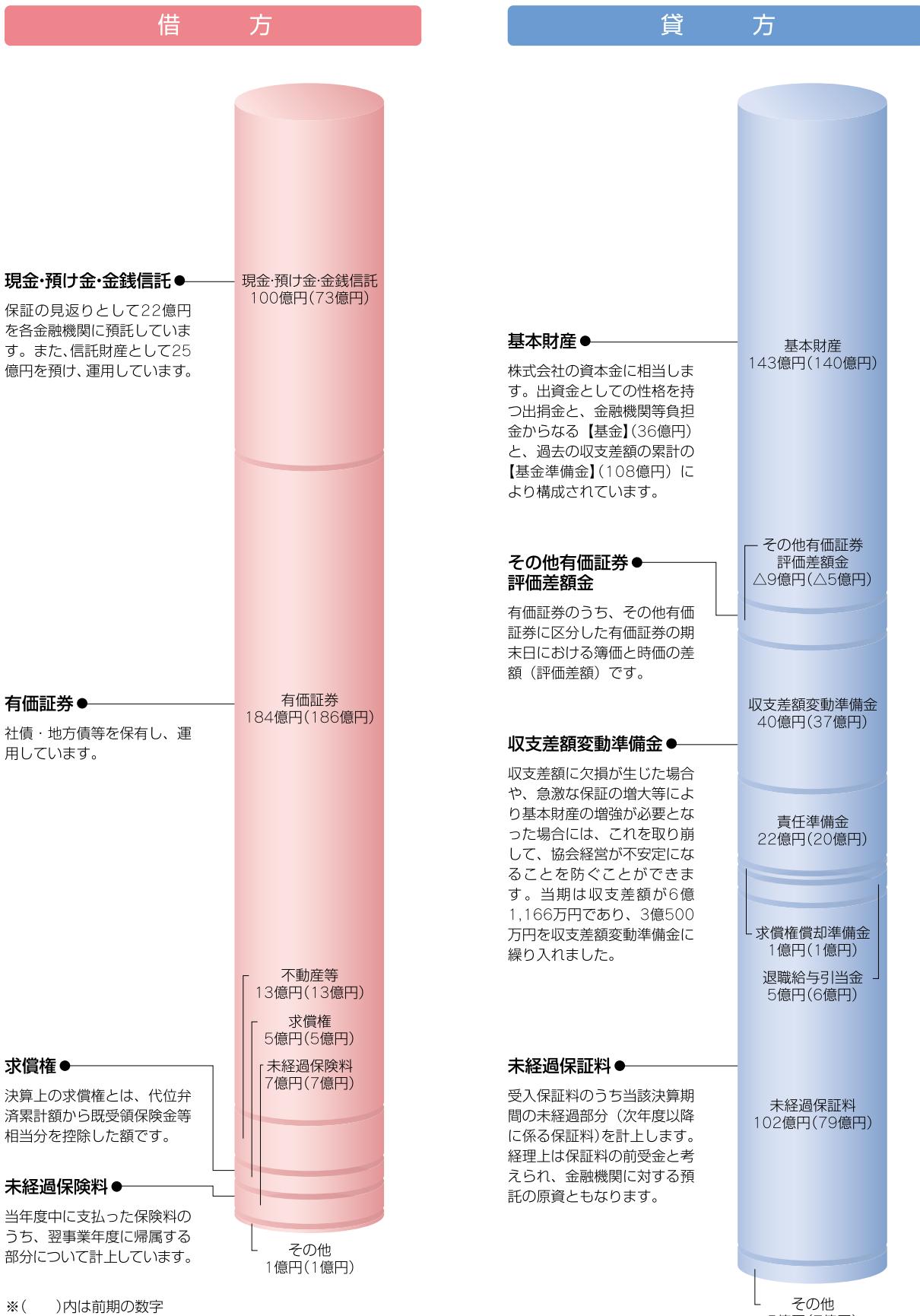
貸借対照表

(令和6年3月31日現在 単位：千円、%)

借 方				貸 方			
科 目	令和4年度	令和5年度	対前年度比	科 目	令和4年度	令和5年度	対前年度比
現金	730	917	125.7	基本財産	14,035,169	14,341,834	102.2
現金	730	917	125.7	基金	3,571,536	3,571,536	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	10,463,633	10,770,297	102.9
預け金	5,781,915	7,477,478	129.3	制度改革促進基金	0	0	-
当座預金	0	0	-	収支差額変動準備金	3,706,003	4,011,003	108.2
普通預金	2,141,876	5,242,439	244.8	その他有価証券評価差額金	-524,169	-907,591	-
通知預金	0	0	-	責任準備金	2,030,176	2,167,725	106.8
定期預金	3,640,000	2,235,000	61.4	求償権償却準備金	108,631	128,833	118.6
郵便貯金	39	39	100.0	退職給与引当金	562,576	549,203	97.6
金銭信託	1,500,000	2,500,000	166.7	損失補償金	0	0	-
有価証券	18,624,649	18,430,487	99.0	保証債務	323,805,722	340,115,263	105.0
国債	0	0	-	求償権補填金	0	0	-
地方債	8,117,501	7,348,463	90.5	保険金	0	0	-
社債	10,499,400	11,073,731	105.5	損失補償補填金	0	0	-
株式	1,000	1,000	100.0	借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	長期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
ファンド出資	6,749	7,293	108.1	短期借入金	0	0	-
譲渡性預金	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
その他	0	0	-	収支差額変動準備金造成資金	0	0	-
動産・不動産	1,281,545	1,264,872	98.7	雑勘定	8,547,421	10,638,235	124.5
事業用不動産	1,233,240	1,211,681	98.3	仮受金	570,202	436,181	76.5
事業用動産	48,305	53,190	110.1	保険納付金	88,912	17,095	19.2
所有動産・不動産	0	0	-	損失補償納付金	2,906	2,308	79.4
建設仮勘定	0	0	-	未経過保証料	7,879,472	10,179,175	129.2
損失補償金見返	0	0	-	未払保険料	4,299	1,863	43.3
保証債務見返	323,805,722	340,115,263	105.0	未払費用	1,629	1,612	98.9
求償権	491,613	475,261	96.7	有価証券未払金	0	0	-
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	785,354	780,226	99.3				
仮払金	1,109	1,861	167.7				
保証金	0	0	-				
厚生基金	70,909	73,393	103.5				
連合会勘定	2,466	2,149	87.1				
未収利息	28,581	32,430	113.5				
有価証券未収入金	0	0	-				
未経過保険料	682,289	670,395	98.3				
合 計	352,271,530	371,044,506	105.3	合 計	352,271,530	371,044,506	105.3

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和5年度貸借対照表(図解)



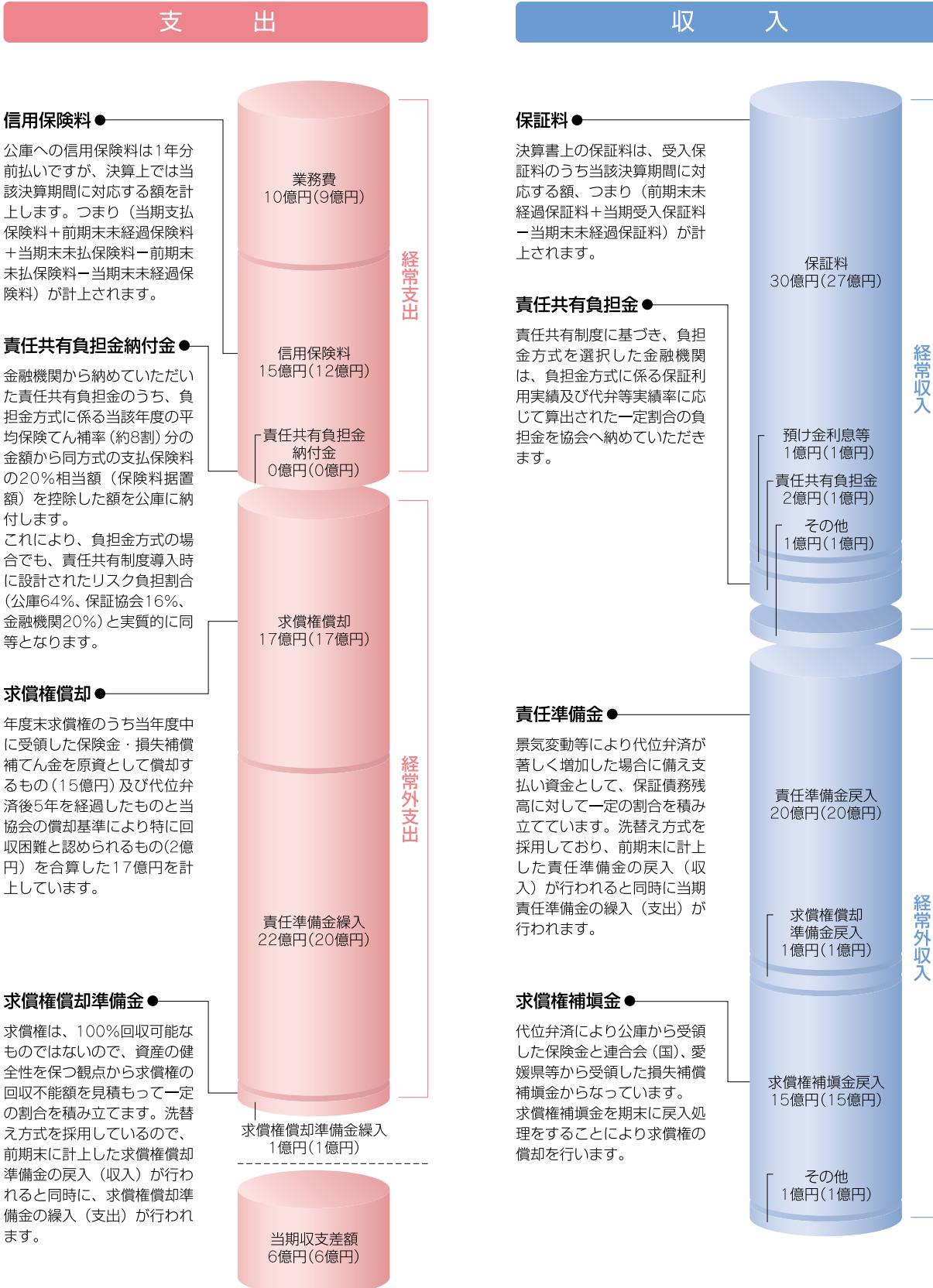
収支計算書

(令和6年3月31日現在 単位：千円、%)

支出				収入			
科目	令和4年度	令和5年度	対前年度比	科目	令和4年度	令和5年度	対前年度比
経常支出	2,287,076	2,520,324	110.2	経常収入	3,015,668	3,417,451	113.3
業務費	889,871	961,976	108.1	保証料	2,738,371	3,014,823	110.1
役職員給与	468,503	490,665	104.7	預け金利息	1,195	2,320	194.1
退職給与引当金繰入	42,705	46,684	109.3	有価証券利息・配当金	114,432	127,855	111.7
その他人件費	118,965	124,748	104.9	調査料	0	0	-
旅費	6,711	9,065	135.1	延滞保証料	12,573	0	0.0
事務費	133,349	165,050	123.8	損害金	28,845	10,741	37.2
賃借料	31,174	34,757	111.5	事務補助金	34,935	29,239	83.7
動産・不動産償却	30,049	35,214	117.2	責任共有負担金	75,997	222,485	292.8
信用調査費	12,942	9,438	72.9	雑収入	9,321	9,989	107.2
債権管理費	6,187	4,497	72.7				
指導普及費	12,260	17,089	139.4				
負担金	27,027	24,769	91.6				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	1,237,610	1,463,555	118.3				
責任共有負担金納付金	0	0	-				
雑支出	159,595	94,793	-				
経常収支差額	728,592	897,127	123.1				
経常外支出	3,832,908	4,050,888	105.7	経常外収入	3,693,009	3,765,425	102.0
求償権償却	1,685,232	1,748,230	103.7	償却求償権回収金	123,417	79,056	64.1
譲受債権償却	0	0	-	責任準備金戻入	1,999,826	2,030,176	101.5
雑勘定償却	7,737	2,122	27.4	求償権償却準備金戻入	116,079	108,631	93.6
有価証券評価損	0	0	-	求償権補填金戻入	1,452,618	1,547,074	106.5
有価証券売却損	0	0	-	保険金	1,367,108	1,431,716	104.7
退職金	1,102	3,898	353.8	損失補償補填金	85,511	115,358	134.9
責任準備金繰入	2,030,176	2,167,725	106.8	有価証券評価益	0	0	-
求償権償却準備金繰入	108,631	128,833	118.6	有価証券売却益	951	0	-
その他支出	31	80	259.3	補助金	0	0	-
経常外収支差額	△139,899	△ 285,462	204.0	その他収入	117	489	419.3
				制度改革促進基金取崩額	0	0	-
				収支差額変動準備金取崩額	0	0	-
当期収支差額	588,693	611,665	-				
収支差額変動準備金繰入額	294,000	305,000	-				
基本財産繰入額	294,693	306,665	-				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和5年度収支計算書(図解)



※()内は前期の数字
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

財産目録

(令和6年3月31日現在 単位：千円、%)

資 産				負 債			
科 目	令和4年度	令和5年度	対前年度比	科 目	令和4年度	令和5年度	対前年度比
現金	730	917	125.7	その他有価証券評価差額金	-524,169	-907,591	-
預け金	5,781,915	7,477,478	129.3	責任準備金	2,030,176	2,167,725	106.8
金銭信託	1,500,000	2,500,000	166.7	求償権償却準備金	108,631	128,833	118.6
有価証券	18,624,650	18,430,487	99.0	退職給与引当金	562,576	549,203	97.6
動産・不動産	1,281,545	1,264,872	98.7	損失補償金	0	0	-
損失補償金見返	0	0	-	保証債務	323,805,722	340,115,263	105.0
保証債務見返	323,805,722	340,115,263	105.0	求償権補填金	0	0	-
求償権	491,613	475,261	96.7	借入金	0	0	-
譲受債権	0	0	-	雑勘定	8,547,421	10,638,235	124.5
雑勘定	785,354	780,226	99.3				
合 計	352,271,530	371,044,506	105.3	合 計	334,530,357	352,691,669	105.4
				正味財産	17,741,173	18,352,837	103.4

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

基本財産

■ 基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

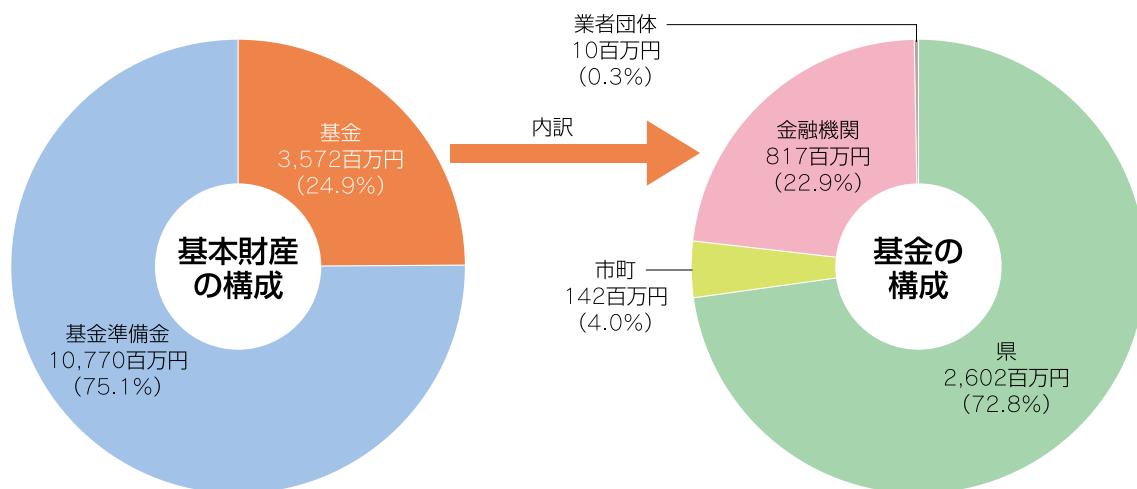
なお令和5年度は、保証債務残高3,401億円に対して、基本財産は143億円で、実際倍率は23.7倍となりました。

■ 基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

- ①基金：県、市町から拠出いただいた出捐（しゅつえん）金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金：毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

■ 基本財産の内訳（令和6年3月31日現在）



（令和6年3月31日現在）

基本財産	14,342百万円
①基 金	3,572百万円
地方公共団体出捐金	2,744百万円
金融機関等負担金・出捐金	828百万円
②基金準備金	10,770百万円

各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

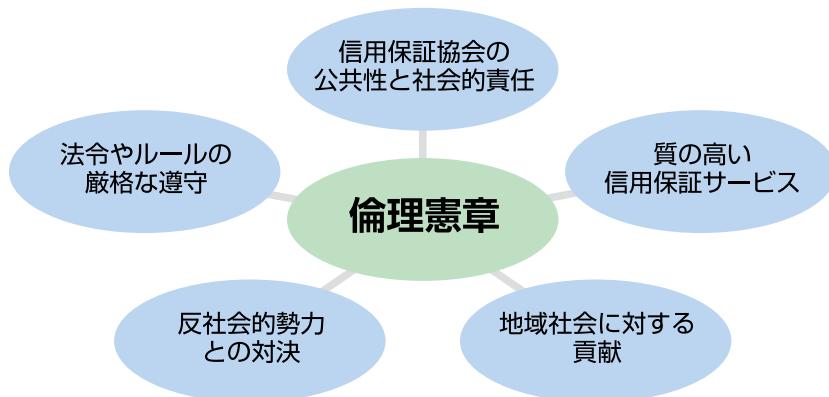
コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

■ 愛媛県信用保証協会倫理憲章

- ① 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- ② 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- ③ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- ⑤ 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



■ 具体的行動規範

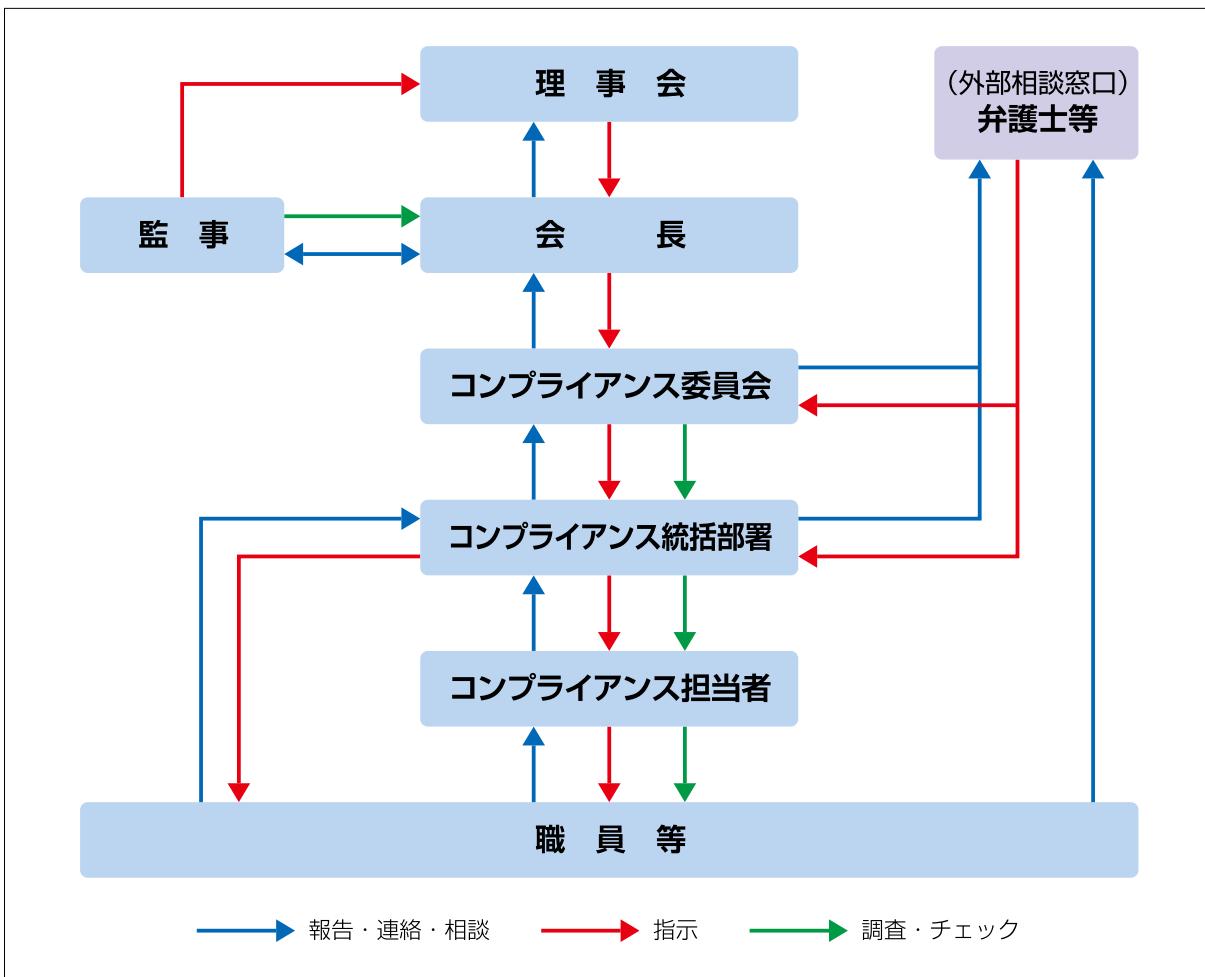
- ① 法令・ルール等の遵守
- ② 誠実な職務の遂行
- ③ 守秘義務の履行
- ④ 職務上の地位と関係者との付き合い
- ⑤ コンプライアンス関連事項への対応
- ⑥ 反社会的勢力(不当要求行為)との対決
- ⑦ 外部からの苦情・トラブルへの対応
- ⑧ 職場秩序の維持
- ⑨ 違反行為の報告
- ⑩ 懲罰

■ コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

■ コンプライアンス組織体制図



■ 反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、平成17年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込もお断りしています。

個人情報保護への取組

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

■ 個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は下記の当協会窓口に備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続」をご覧下さい。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・

質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

受付窓口	住 所	電話番号
松山事業部	松山市千舟町3丁目3番地8（千舟町スクエアガーデン内）	089-931-2118
新居浜支所	新居浜市一宮町2丁目4-8（商工会館内）	0897-33-8282
今治支所	今治市旭町2丁目3-20（商工会議所ビル内）	0898-23-0170
八幡浜支所	八幡浜市1590-22（商工会館内）	0894-22-2003
宇和島支所	宇和島市中央町1丁目9-10（愛媛新聞ビル内）	0895-22-6556

役員構成

(令和6年4月1日現在)

会長	神野 一仁	常勤
専務理事	佐伯 隆	常勤
常務理事	井手 正一	常勤
常勤理事	中野 一郎	常勤
理事	武智 邦典	愛媛県市長会会长
理事	河野 忠康	愛媛県町村会会长
理事	高橋 祐二	松山商工会議所会頭
理事	星加 隆夫	西条商工会議所会頭
理事	有間 義恒	宇和島商工会議所会頭
理事	村上 友則	愛媛県商工会連合会会长
理事	服部 正	愛媛県中小企業団体中央会会长
理事	三好 賢治	伊予銀行頭取
理事	西川 義教	愛媛銀行頭取
理事	八石 玉秀	愛媛信用金庫理事長
理事	松尾 昭宏	商工組合中央金庫松山支店長
監事	和泉 省吾	常勤
監事	城戸 猪喜夫	大洲商工会議所会頭
監事	山邊 彰三	公認会計士

組織図

(令和6年4月1日現在)



ネットワーク

■ 県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

本所

〒790-8651
松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7~9階
〈総務部〉
総務課 TEL 089-931-2111(代) FAX 089-931-2107
電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170
〈業務統括部〉
保証企画課 TEL 089-931-2119 FAX 089-931-1026
企業支援課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026
審査課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026
〈債権管理部〉
管理課 TEL 089-931-2128 FAX 089-931-2129
代位弁済課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-2129
〈監査室〉 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-2129

〈松山事業部〉

保証課・保証事務課 TEL 089-931-2118
FAX 089-931-2174

業務区域 松山市・東温市・伊予市・
久万高原町・砥部町・松前町



八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22
八幡浜商工会館4階
TEL 0894-22-2003
FAX 0894-22-3137

業務区域 八幡浜市・大洲市・
西予市・内子町・伊方町



The map illustrates the Shimanami Kaido route across the Seto Inland Sea, connecting islands like Shodoshima, Miyajima, and the Ōmishima group. The Imabari Branch office is located in the city of Imabari, which is highlighted in light blue. Other labeled locations include the port town of Shimanami Kaido (新居浜市) in the center-right, the port town of Imabari (今治市) in the upper left, and the city of Matsuyama (松山市) further west. The map also shows various towns and districts such as Nishiohno (新居浜市), Iwakuni (岩国市), and Tottori (鳥取市). A legend in the bottom right corner identifies the color-coded areas: pink for the Imabari Branch office, light blue for the business area, and green for the central city area.

今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20
今治商工会議所ビル5階
TEL 0898-23-0170
FAX 0898-23-0758

業務区域 今治市・上島町



新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号
新居浜商工会館2階
TEL 0897-33-8282
FAX 0897-33-8284

業務区域 新居浜市・西条市・
四国中央市



宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号
愛媛新聞ビル5階
TEL 0895-22-6556
FAX 0895-22-6583

業務区域 宇和島市・鬼北町・
松野町・愛南町



■ 全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約36兆円（令和5年度末）、信用保証協会を利用している中小企業は約149万企業におよんでいます。

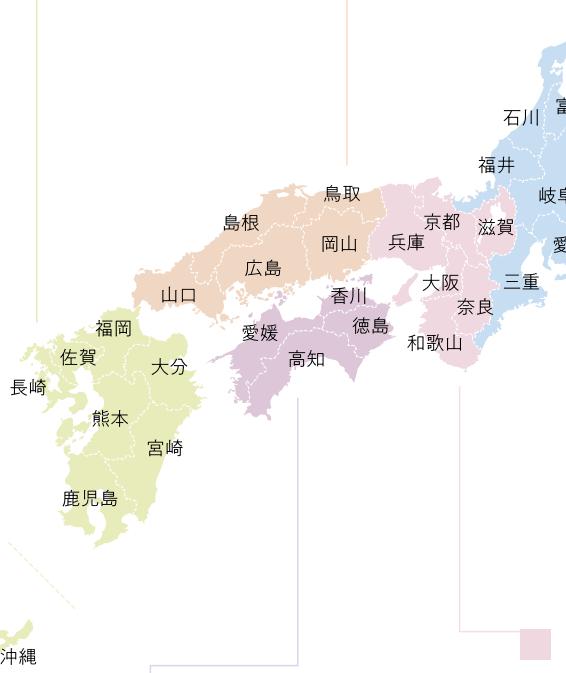
■ 北海道・東北地方

北海道信用保証協会
青森県信用保証協会
岩手県信用保証協会
宮城県信用保証協会
秋田県信用保証協会
山形県信用保証協会
福島県信用保証協会



■ 九州・沖縄地方

福岡県信用保証協会
佐賀県信用保証協会
長崎県信用保証協会
熊本県信用保証協会
大分県信用保証協会
宮崎県信用保証協会
鹿児島県信用保証協会
沖縄県信用保証協会



■ 中國地方

鳥取県信用保証協会
島根県信用保証協会
岡山県信用保証協会
広島県信用保証協会
山口県信用保証協会



■ 関東・甲信越地方

新潟県信用保証協会
茨城県信用保証協会
栃木県信用保証協会
群馬県信用保証協会
埼玉県信用保証協会
千葉県信用保証協会
東京信用保証協会
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会
山梨県信用保証協会
長野県信用保証協会



■ 四国地方

香川県信用保証協会
徳島県信用保証協会
高知県信用保証協会
愛媛県信用保証協会

■ 近畿地方

滋賀県信用保証協会
京都信用保証協会
大阪信用保証協会
兵庫県信用保証協会
奈良県信用保証協会
和歌山県信用保証協会

■ 東海・北陸地方

静岡県信用保証協会
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会
三重県信用保証協会
富山県信用保証協会
石川県信用保証協会
福井県信用保証協会



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE